

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月21日
【報告者の氏名又は名称】	兼松エレクトロニクス株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都中央区京橋2丁目17番5号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋2丁目17番5号
【電話番号】	03(5250)6801(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 岡崎 恭弘
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 兼松エレクトロニクス株式会社 東京本社 (東京都中央区京橋2丁目17番5号) 兼松エレクトロニクス株式会社 大阪支社 (大阪市中央区淡路町3丁目1番9号) 兼松エレクトロニクス株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区栄2丁目9番3号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、兼松エレクトロニクス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、日本オフィス・システム株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の記載において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

日本オフィス・システム株式会社

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3)【公開買付期間】

平成24年10月24日(水曜日)から平成24年11月20日(火曜日)まで(20営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)においては、応募株券等の総数(617,396株)が買付予定数の上限(525,400株)を超えましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成24年11月21日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	617,396(株)	525,496(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券 ( )		
株券等預託証券 ( )		
合計	617,396	525,496
(潜在株券等の数の合計)		( )

(4)【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	10,663
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	364
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(g)	20,906
買付け等後における株券等所有割合 ( $(a+d) / (g+(b-c)+(e-f)) \times 100$ )(%)	52.74

(注1)「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者の平成24年11月13日提出の第31期第3四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(2,091,000株)から同四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の保有する自己株式数(267株)を控除した株式数(2,090,733株)に係る議決権の数である20,907個を「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(g)」として計算しております(なお、対象者の単元株式数は100株です。)

(注3)「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

( 5 ) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

イ . 計算方法

応募株券等の総数 ( 617,396株 ) が買付予定数の上限 ( 525,400株 ) を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第 4 項第 2 号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないこととし、法第27条の13第 5 項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います ( 各応募株券等の数に 1 単元 ( 100株 ) 未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。 )。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株券等につき買付株数を 1 単元 ( あん分比例の方式により計算される買付株数に 1 単元未満の株数の部分がある場合は当該 1 単元未満の株数 ) 減少させるものとししました。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定しました。

ロ . 計算過程及び計算の結果

あん分比例の方式により計算した各応募株主からの買付け等をする株券等の数の合計は525,496株となり、この株数を買付けました。

買付け等をする株券等に係る議決権の数	5,254.00	( A )
応募株券等に係る議決権の数	6,173.96	( B )
あん分比率	0.850993527...	( A ) / ( B )

[次へ](#)

応募者	各応募株主等の 応募株式数(株)	あん分比例による計算		(3)により切上げ /切捨てられた 1単元未満の 株式数(株)	増減株式数 (株)	買付株式数 (株)	返還株式数 (株)
		あん分比例後の 株式数(株)	1単元未満の株式 数を四捨五入(株)				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)=(3)+(5)	(7)=(1)-(6)
1	100	85.10	100	14.90	0	100	0
2	200	170.20	200	29.80	0	200	0
3	100	85.10	100	14.90	0	100	0
4	100	85.10	100	14.90	0	100	0
5	200	170.20	200	29.80	0	200	0
6	200	170.20	200	29.80	-100	100	100
7	100	85.10	100	14.90	0	100	0
8	100	85.10	100	14.90	0	100	0
9	600	510.60	500	-10.60	0	500	100
10	100	85.10	100	14.90	0	100	0
11	100	85.10	100	14.90	0	100	0
12	100	85.10	100	14.90	0	100	0
13	100	85.10	100	14.90	0	100	0
14	291,000	247,639.12	247,600	-39.12	0	247,600	43,400
15	1,600	1,361.59	1,400	38.41	-100	1,300	300
16	3,900	3,318.87	3,300	-18.87	0	3,300	600
17	200	170.20	200	29.80	0	200	0
18	100	85.10	100	14.90	0	100	0
19	100	85.10	100	14.90	0	100	0
20	100	85.10	100	14.90	0	100	0
21	100	85.10	100	14.90	0	100	0
22	15,000	12,764.90	12,800	35.10	-100	12,700	2,300
23	220,000	187,218.58	187,200	-18.58	0	187,200	32,800
24	600	510.60	500	-10.60	0	500	100
25	100	85.10	100	14.90	0	100	0

応募者	各応募株主等の 応募株式数(株)	あん分比例による計算		(3)により切上げ /切捨てられた 1単元未満の 株式数(株)	増減株式数 (株)	買付株式数 (株)	返還株式数 (株)
		あん分比例後の 株式数(株)	1単元未満の株式 数を四捨五入(株)				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)=(3)+(5)	(7)=(1)-(6)
26	100	85.10	100	14.90	0	100	0
27	100	85.10	100	14.90	0	100	0
28	100	85.10	100	14.90	0	100	0
29	500	425.50	400	-25.50	0	400	100
30	100	85.10	100	14.90	0	100	0
31	100	85.10	100	14.90	0	100	0
32	100	85.10	100	14.90	0	100	0
33	100	85.10	100	14.90	0	100	0
34	100	85.10	100	14.90	0	100	0
35	21,600	18,381.46	18,400	18.54	0	18,400	3,200
36	2,700	2,297.68	2,300	2.32	0	2,300	400
37	100	85.10	100	14.90	0	100	0
38	500	425.50	400	-25.50	0	400	100
39	6,800	5,786.76	5,800	13.24	0	5,800	1,000
40	100	85.10	100	14.90	0	100	0
41	100	85.10	100	14.90	0	100	0
42	2,200	1,872.19	1,900	27.81	0	1,900	300
43	100	85.10	100	14.90	0	100	0
44	2,200	1,872.19	1,900	27.81	0	1,900	300
45	100	85.10	100	14.90	0	100	0
46	200	170.20	200	29.80	0	200	0
47	100	85.10	100	14.90	0	100	0
48	100	85.10	100	14.90	0	100	0
49	100	85.10	100	14.90	0	100	0
50	100	85.10	100	14.90	0	100	0

応募者	各応募株主等の 応募株式数(株)	あん分比例による計算		(3)により切上げ /切捨てられた 1単元未満の 株式数(株)	増減株式数 (株)	買付株式数 (株)	返還株式数 (株)
		あん分比例後の 株式数(株)	1単元未満の株式 数を四捨五入(株)				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)=(3)+(5)	(7)=(1)-(6)
51	1,200	1,021.19	1,000	-21.19	0	1,000	200
52	199	169.35	199	29.65	0	199	0
53	199	169.35	199	29.65	0	199	0
54	200	170.20	200	29.80	0	200	0
55	100	85.10	100	14.90	0	100	0
56	500	425.50	400	-25.50	0	400	100
57	100	85.10	100	14.90	0	100	0
58	100	85.10	100	14.90	0	100	0
59	100	85.10	100	14.90	0	100	0
60	199	169.35	199	29.65	0	199	0
61	1,000	850.99	900	49.01	-100	800	200
62	300	255.30	300	44.70	-100	200	100
63	2,500	2,127.48	2,100	-27.48	0	2,100	400
64	2,300	1,957.29	2,000	42.71	-100	1,900	400
65	300	255.30	300	44.70	-100	200	100
66	300	255.30	300	44.70	-100	200	100
67	100	85.10	100	14.90	0	100	0
68	199	169.35	199	29.65	0	199	0
69	100	85.10	100	14.90	0	100	0
70	100	85.10	100	14.90	0	100	0
71	100	85.10	100	14.90	0	100	0
72	100	85.10	100	14.90	0	100	0
73	100	85.10	100	14.90	0	100	0
74	100	85.10	100	14.90	0	100	0
75	1,300	1,106.29	1,100	-6.29	0	1,100	200

応募者	各応募株主等の 応募株式数(株)	あん分比例による計算		(3)により切上げ /切捨てられた 1単元未満の 株式数(株)	増減株式数 (株)	買付株式数 (株)	返還株式数 (株)
		あん分比例後の 株式数(株)	1単元未満の株式 数を四捨五入(株)				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)=(3)+(5)	(7)=(1)-(6)
76	100	85.10	100	14.90	0	100	0
77	100	85.10	100	14.90	0	100	0
78	300	255.30	300	44.70	-100	200	100
79	100	85.10	100	14.90	0	100	0
80	100	85.10	100	14.90	0	100	0
81	100	85.10	100	14.90	0	100	0
82	100	85.10	100	14.90	0	100	0
83	2,000	1,701.99	1,700	-1.99	0	1,700	300
84	100	85.10	100	14.90	0	100	0
85	300	255.30	300	44.70	-100	200	100
86	100	85.10	100	14.90	0	100	0
87	2,500	2,127.48	2,100	-27.48	0	2,100	400
88	9,100	7,744.04	7,700	-44.04	0	7,700	1,400
89	100	85.10	100	14.90	0	100	0
90	300	255.30	300	44.70	-100	200	100
91	100	85.10	100	14.90	0	100	0
92	100	85.10	100	14.90	0	100	0
93	4,000	3,403.97	3,400	-3.97	0	3,400	600
94	100	85.10	100	14.90	0	100	0
95	100	85.10	100	14.90	0	100	0
96	100	85.10	100	14.90	0	100	0
97	1,000	850.99	900	49.01	-100	800	200
98	100	85.10	100	14.90	0	100	0
99	900	765.89	800	34.11	-100	700	200
100	100	85.10	100	14.90	0	100	0



応募者	各応募株主等の 応募株式数(株)	あん分比例による計算		(3)により切上げ /切捨てられた 1単元未満の 株式数(株)	増減株式数 (株)	買付株式数 (株)	返還株式数 (株)
		あん分比例後の 株式数(株)	1単元未満の株式 数を四捨五入(株)				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)=(3)+(5)	(7)=(1)-(6)
101	3,900	3,318.87	3,300	-18.87	0	3,300	600
102	1,400	1,191.39	1,200	8.61	0	1,200	200
103	5,000	4,254.97	4,300	45.03	-100	4,200	800
合計	617,396		526,896		-1,400	525,496	91,900

(注) (2) 及び (4) の株式数は小数点以下第三位を四捨五入しております。

以上